

全国一斉「高齢者・障害者の人権あしん電話相談」

【日時】 9月7日(月)～13日(日)
【平日】 午前8時30分～午後7時(土・日曜日) 午前10時～午後5時

【相談電話番号】 ☎0570・003・1110
【相談担当者】 人権擁護委員及び法務局職員

【問合せ】 東京法務局人権擁護部第二課 ☎03・5213・1234 (内線2512)

福生市映像ワークショップ 参加者募集

福生の自然、文化、歴史など、さまざまな魅力を発見し、映像化する方法を学びます。メイン講師は全国の映画祭で数々の賞を受賞している福山功起監督です。ワークショップ終了後には発表会を行います。

【日程】 11月5日(木)～平成28年1月10日(日)(全8回程度)

【場所】 くるみるふっさ及びブレッドコバヤシ(志茂202)

【定員】 各回先着10組(ご家族でもおひとりでもかまいません。1組につきパンを3個作ります)

【費用】 500円

【講師】 小林信貴氏(ブレッドコバヤシ店主)

【申込み】 9月3日(木)～26日(土)の間にくるみるふっさ ☎530・2341 へ直接または電話でお申し込みください。※月曜定休日(祝日を除く)

すくーる・くるみる

▼「パンづくり体験講座 初級編～あなたも福生のまちのパン屋さん!～」

国産小麦を使用したこだわりの生地を使った2種類のパン作り体験と、パンと酵母と小麦についての講座です。

美味しいパンを味わいながら、楽しい時間を過ごしてみませんか?

【日時】 9月27日(日)
①午前10時～正午(集合9時45分)
②午後2時～4時(集合1



【場所】 市民会館
【対象】 市内在住・在勤・在学及び周辺住民の方(高校生以上)

【定員】 20人程度(申込み多数の場合は抽選) ※撮影時の保険は実費負担(必須)
【申込方法】 往復はがきで9月30日(水)(当日消印有効)までにお申し込みください。

【往信・表】 〒197-0011 福生市福生2455 福生市民会館「福生映像制作ワークショップ」係

【往信・裏】 住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号
【返信・表】 〆自分の郵便番号・住所・氏名
【問合せ】 市民会館 ☎552・1711

国民健康保険だより

▼保険証の更新を行います

10月1日に保険証の更新を行います。新しい保険証は9月中旬に簡易書留で郵送します。

送します。保険証が届きましたら、記載されている氏名、住所等を確認してください。裏面の臓器提供に関する意思表示欄については、同封の案内をご覧ください。なお、更新手続きは必要ありません。

※現在短期証を交付されている方は、今までどおり窓口での交付になります。

【問合せ】 保険年金課 保険年金係 ☎551・1640

年金だより
▼国民年金保険料の納め忘れがある方へ過去10年間納付可能な「後納制度」が終了します

国民年金保険料は、納期限から2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなります。この「後納制度」を利用すると、過去10年以内の未払いの国民年金保険料を納付することができます。この制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付期間の不足で年金の受給ができなかった方が、年金受給資格を得られる場合もあります。過去10年間の納付ができる後納制度は、9月末をもって終了します。

10月からは、納付可能な期間が過去5年間となる、新たな後納制度(平成30年9月まで)が開始される予定です。

【問合せ】 青梅年金事務所 ☎0428・303410、保険年金課 保険年金係 不要

収納課からのお知らせ

▼平成27年度第2回インターネット公売結果を公表します

7月に行われた差押物件の公売は、出品した3点すべてが、次のとおり落札されました。売却金は、滞納となっている市税等に充てられます。

Table with 3 columns: 差押物件, 最低見積価格, 落札価格. Rows include 自転車(ドッペルギャンガー), フィギュア(エヴァンゲリオン), ヴァイオリン.

▼9月の納税のお知らせ

9月は国民健康保険税(第3期)、介護保険料(第3期)、後期高齢者医療保険料(第3期)の納期です。納期限は9月30日(水)です。お忘れのないようご納付ください。

口座振替は9月30日(水)の予定です。残高不足にご注意ください。納期を過ぎると延滞金が課されます。

【問合せ】 収納課 ☎551・1578

ハローワーク青梅・出張就職相談

ハローワークで扱う求人の検索や、ハローワーク職員による職業相談・職業紹介を行っています。※予約不要

【日時】 9月16日(水)午後1時30分～4時30分
【場所】 商工会館2階203会議室

【問合せ】 シティセールス 推進課産業活性化グループ ☎551・1699

福生市コミュニティビジネスセミナーコラボ企画「ミニブルーム交流カフェ」

これから創業したい方、創業して間もない方、地域の課題をビジネスで解決するコミュニティビジネスに興味のある方を対象とした交流会を開催します。実際に創業した方を講師とした講演会と、仲間づくりやネットワークづくりができるトークセッションの2部構成です。

【日時】 10月7日(水)午後7時～9時(受付6時30分)

【場所】 商工会館302会議室
【定員】 先着20人

▼第1部「介護の現場に笑顔をつくる」高齢者向けアクティビティサービスで創業

【講師】 城山悠氏(株式会社社ユアス代表取締役)

【申込み】 9月7日(月)～10月5日(月)までにたましん事業支援センター ☎0120・778・265 へ電話またはブルーム交流カフェホームページ(http://www.bloom-c.biz)からお申し込みください。



シリーズ MY NUMBER マイナンバー ②二つの制限

マイナンバー制度は、個人番号をキーにして、税や社会保障の分野、さらに災害分野等に利用され、市民の利便性の向上や、行政業務の効率化の実現を目的としています。

しかし、便利になる一方で、個人番号が悪用されてしまうのではないかと、という心配があります。個人番号は法律により、大きく分けて二つの制限がかかっており、個人情報の安全を守ります。

①「利用の制限」個人番号は、法律によりあらかじめ限定的に定められた事務以外で利用することはできません。
②「提供の制限」法律で定められた事務を処理するために必要が

ある場合に限って、本人等に個人番号の提供を求められます。

この二つの制限を破れば、法律により罰せられることになります。

もしもどこかのお店やインターネットなどで、マイナンバーの提供を求められたとしても、むやみに教えないようにしてください。

～マイナンバーに関する重要なお知らせ～

10月5日以降、住民票の住所地に皆さん一人ひとりの「マイナンバー」を「通知カード」に記載して郵送でお知らせします。

やむを得ない理由で住民票の住所地で受け取ることができない方は、つぎのとおり申請していただくと、登録した住所にマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。

＜やむを得ない理由とは＞ DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に

移動されている方/東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方/一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

【居所登録ができる期間】 受付中。9月25日(金)まで。(持参または必着) ※登録はお早めに!

【申請書配布窓口】 ①市役所1階総合窓口課 ②保健センター ③子ども家庭支援センター ※市ホームページや総務省のホームページでダウンロードすることもできます。

【申請書の送付先】 住民票がある住所地の市区町村の「通知カード担当課宛て」に郵送、または持参してください。

【問合せ】 マイナンバーコールセンター ☎0570・20・0178 (平日午前9時30分～午後5時30分) ※通話料がかかります。

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」を「利用ください」(登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等を「ご覧ください」)

